

令和 7 年 2 月 7 日
中国運輸局鉄道部計画課

広島高速交通株式会社に係る鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃 上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します

令和 7 年 1 月 27 日付けで、広島高速交通株式会社から鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、パブリックコメントを実施します。

旅客運賃上限変更認可申請やパブリックコメントによる意見の募集方法については、以下を御確認ください。

1. 鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第 16 条第 1 項に基づき、その上限を変更する場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査します。（軌道法においても同様の取扱いを実施）

※本申請事案の認可権限は、中国運輸局長に委任されています。

2. 申請の概要について

○別紙 1

「広島高速交通株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請の概要」を参照ください。

（参考：広島高速交通 HP アドレス）

https://www.astramline.co.jp/Portals/0/pdf/news/20250127_jougen_shinsei.pdf

3. 意見募集期間

令和 7 年 2 月 7 日（金）から令和 7 年 2 月 21 日（金）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

○別紙 2

「広島高速交通株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について」を参照ください。

5. その他

提出されましたご意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）に回答を掲載します。なお、電話等による意見の受付及び御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。

＜お問合せ先＞
中国運輸局鉄道部計画課（村里、落合）
TEL: 082-228-8797

広島高速交通株式会社の鉄道事業及び軌道事業の
旅客運賃上限変更認可申請の概要

1. 申請日

令和7年1月27日（月）

2. 申請者

広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号

広島高速交通株式会社

代表取締役社長 政氏昭夫

3. 実施予定日

令和7年10月1日

4. 申請の概要

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法（抜粋）

別表のとおり

○普通旅客運賃

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
2キロまで	190円	220円
2キロを超え4キロまで	230円	260円
4キロを超え6キロまで	270円	300円
6キロを超え9キロまで	320円	350円
9キロを超え12キロまで	370円	400円
12キロを超え15キロまで	410円	440円
15キロを超え18キロまで	450円	480円
19キロまで	490円	520円

○通勤定期旅客運賃（大人1か月）

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
2キロまで	7,510円	8,580円
2キロを超え4キロまで	9,180円	10,140円
4キロを超え6キロまで	10,850円	11,700円
6キロを超え9キロまで	12,510円	13,650円
9キロを超え12キロまで	14,190円	15,600円
12キロを超え15キロまで	15,860円	17,160円
15キロを超え18キロまで	17,520円	18,720円
19キロまで	19,200円	20,280円

○通学定期旅客運賃（大人1か月）

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
2キロまで	5,770円	6,600円
2キロを超え4キロまで	7,060円	7,800円
4キロを超え6キロまで	8,350円	9,000円
6キロを超え9キロまで	9,620円	10,500円
9キロを超え12キロまで	10,910円	12,000円
12キロを超え15キロまで	12,190円	13,200円
15キロを超え18キロまで	13,480円	14,400円
19キロまで	14,770円	15,600円

広島高速交通株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する 意見募集について（パブリックコメント）

令和 7 年 1 月 2 7 日付けで、広島高速交通株式会社から鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で意見を募集いたします。

1. 意見募集対象

広島高速交通株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和 7 年 2 月 7 日（金）から令和 7 年 2 月 2 1 日（金）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。電話による意見の受付はいたしません。

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

意見募集案件から上記 1. 意見募集対象の案件をクリックし、意見募集要領を御確認の上、「意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。」にチェックを入れて、「意見入力へ」のボタンをクリックし、提出を行ってください。

② 郵送の場合

以下のあて先に郵送してください。

〒730-8544

広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号広島合同庁舎 4 号館

国土交通省中国運輸局鉄道部計画課 宛

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）は、意見の内容とともに公表する可能性があります。

公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨を記載してください。

住所、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報については、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためのみに利用します。

6. その他

提出されました御意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出します。なお、意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承ください。

7. お問い合わせ先

国土交通省中国運輸局鉄道部計画課 意見募集担当

電話番号 082-228-8797